

令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた
実行可能性調査費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 温室効果ガスの排出削減に向けた世界的な取組が急速に進む中、産業界においても、ESG 投資の拡大や、グローバル企業からの脱炭素化の要求などにより、カーボンニュートラル対応が不可避な状況となっている。

こうした中、本県の産業競争力の強化を図るためには、水素やアンモニアなど新エネルギーのサプライチェーンの構築等により新たな産業拠点の創出を図るとともに、県内の低炭素化・脱炭素化を促進する必要がある。

このため、新エネルギーの導入及びそのサプライチェーン構築又は県内の低炭素化・脱炭素化を促進する実行可能性調査（フィジビリティスタディ）を行う企業を支援する補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。なお、複数の法人又は団体（以下、「法人等」という。）が共同して事業を実施する場合も交付の対象となる。ただし、その場合、参画法人等のうち最低でも 1 者が第 1 号を満たし、かつ、参画法人等の全てが第 2 号から第 7 号を満たすこと。

- (1) 茨城県内に活動拠点（本店、支店、営業所等）を有する法人等
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- (4) 茨城県から補助金交付等停止措置又は茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないなど、当該補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者ではないこと。
- (7) その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

(補助事業)

第 3 条 補助事業は、新エネルギーの導入及びそのサプライチェーン構築又は県内の低炭素化・脱炭素化を促進する実行可能性調査（実施場所は茨城県内に限る。）とし、以下の事業区分（1）から（3）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備の燃料転換に向けた実行可能性調査

石炭や LNG などより低炭素な燃料への転換、水素やアンモニア等の新エネルギーの導入及び

サプライチェーン構築につながる事業に限る。なお、より低炭素な燃料転換及び新エネルギー導入のため、設備を新たに整備する場合又は共同で整備する場合も対象とする。

(2) 製鉄用設備の低炭素化改修に向けた実行可能性調査

製鉄用設備（高炉やコークス炉等）の低炭素化改修により、大幅な CO2 排出量の削減が期待できる事業に限る。

(3) CCS 又は CCUS の実現に向けた実行可能性調査

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第4条 補助対象経費は、別表に該当するもので、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 補助事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限であること。

(2) 補助対象期間内に発注又は契約、取得、支払いが完了していること。ただし、期間中に支払いが完了しない相当な事由があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費。

(4) 補助対象経費で得た財産の所有権が補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）に帰属すること。

2 前項の補助対象経費の算定にあたり、補助事業に対して、他の公的機関等からの補助金（以下、「公的機関等補助金」という。）に係る交付決定等を受けている場合には、その交付決定等に相当する額（以下、「交付相当額」という。）を補助対象経費から除くものとする。

なお、交付相当額は、補助事業の補助対象経費に公的機関等補助金の補助率を乗じて算定することとし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。ただし、補助金の額は、1事業あたり 25,000 千円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 知事は、第6条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、

補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第 8 条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金交付決定の通知を受けた日から 10 日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（計画の変更等）

第 9 条 第 7 条の規定により補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りではない。

（1）補助事業の目的に変更がなく、かつ、補助対象経費の増額を伴わない範囲で金額を変更（経費区分ごとの配分額の 10 パーセント以内の変更に限る）する場合

（2）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（3）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、遅滞なくその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止又は廃止承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により中止又は廃止承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、遅滞なくその旨を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合において、第 6 条第 2 項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から知事が定める期限までに納付しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
ただし、必要があると認められる経費については、交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 前項ただし書の規定による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、第 12 条の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により第 6 条第 2 項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第 2 項に基づく補助金の返還について、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第 16 条 知事は、第 10 条第 1 項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、補助事業者として知事がふさわしくないと認めた場合

- 2 知事は、前項の規定により交付決定の全部又は一部取消し、又は変更をしたときは、その旨を補助事業者に通知する。

- 3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(証拠書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等において、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の期間内の処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があった場合、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(立ち入り調査等)

- 第20条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、職員をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後であっても、第16条及び第18条第2項に定める期間中においては引き続き適用があるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他必要な事項）

第 22 条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和 8 年 7 月 13 日から施行する。

別表

補助対象経費

経費項目	内容
I. 人件費	
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
旅 費	事業に直接従事する者の補助事業の実施に必要な旅費
II. 事業費	
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費 等
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得を除く。）
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費
賃借料	補助事業の実施に不可欠な土地・機械装置等の賃借料に要する経費
システム構築費	事業の実施に必要な専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築（改修を含む。）、借用に要する経費
原材料費	試作品の開発・実証に必要な原材料（実証に係る燃料を含む。）及び副資材の購入に要する経費 ※1 試作品の開発のために購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とする。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外となるので留意すること。 ※2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用も可）すること。
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。） ただし、委託・外注費は原則として、補助対象事業費の 50%を超えないか又は、超えているものは相当な理由のあるものとする。
補助人件費	事業の実施のために、臨時的、スポット的な位置付けで雇用するガードマンやアルバイト等に対する賃金及び交通費等 【補助対象外の例】 ・一般的な事務（経理事務や助成事業に係る提出書類の作成事務等）に係る人件費 ・恒常的な雇用と認められるもの 等
通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配代、郵便料等）

光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費（大規模な研究施設などについて、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他知事が必要と認める経費	上記助成対象経費以外に知事が支援事業実施のために特に必要と認める経費

※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められない。経済性の観点から、可能な範囲において2者以上から見積書を徴さなければならない。また、2者以上の見積書の中から最低価格を提示した者等を選定すること。

※特別な理由により1者随意契約で委託、外注を行う場合、提案時に必ず理由書を添付すること。なお、補助金交付決定後に行う必要が生じた場合には、速やかに県へ理由書を提出し、県の承認を得ること。

（特別な理由がないなどの場合においては補助対象外となる場合があるため注意すること）

(様式第1号)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた
実行可能性調査費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額等

(1) 補助対象経費 金 _____ 円

(2) 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の内容

別紙「事業計画書」のとおり。

3 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 補助金の受領方法

口座振替払

払込先銀行	銀行	支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

別紙

**令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた
実行可能性調査費補助金 事業計画書**

所 在 地
名 称
代表者名

標記について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

1 実施体制

(1) 申請者（代表事業者）

※事業主体となる者がいない場合には、補助金受入等の窓口となる企業を記載すること。

企業の概要	名 称			
	所在地	〒		
	代表者			
	担当者役職・氏名			
	ホームページ			
	電話		E-mail	
	資本金	円	従業員数	人
	業種（主要なもの）			

(2) 共同事業者

※共同事業者がいる場合のみ記載。共同事業者の数に応じて表を追加すること。

企業の概要	名 称			
	所在地	〒		
	代表者			
	担当者役職・氏名			
	ホームページ			
	電話		E-mail	
	資本金	円	従業員数	人
	業種（主要なもの）			

2 実施計画

(1) 事業名称	
(2) 実施場所	1) 調査の実施場所
	2) 上記以外の調査実施場所 ※事業実施場所（事業担当者が従事する会社を除く）が複数の場合は、 <u>どこで、何をするのか</u> 実施場所ごとに記載
(3) 実施期間	年 月 ～ 年 月
(4) 事業区分	(1) 設備の燃料転換に向けた実行可能性調査 (2) 製鉄用設備の低炭素化改修に向けた実行可能性調査 (3) CCS 又は CCUS の実現に向けた実行可能性調査
(5) 事業概要	
(6) 役割分担 ※共同事業者がいる場合に記載	

3 経費の負担区分及び内訳

(1) 経費の負担区分

項目	金額
総事業費【A】	円
補助対象経費【B】	円
公的機関等補助金の交付相当額【C】※	円
補助金交付申請額【D】 (【B】－【C】)×2/3 (千円未満切り捨て)	円
自己負担額【E】	円

※公的機関等補助金の交付相当額【C】については以下の通り算定すること(千円未満切り捨て)。

補助対象経費【B】× 公的機関等補助金の補助率

(2) 経費内訳

金額(単位:円)

経費区分	細目	総事業費		備考※
			補助対象経費	
I. 人件費	人件費			

	旅費			
Ⅱ. 事業費				
計				

※備考欄には消費税及び地方消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※必要に応じて行を追加すること。

4 他の公的機関からの補助金等の有無

同一事業に係る公的機関の補助金・助成金等について、申請中、申請予定又は交付決定を受けている場合は、その名称等を記載し、内容を証明する書類（交付申請書、交付決定通知等）を添付すること。該当がない場合は「該当なし」と記載すること。

補助金・助成金等の名称			
申請（予定）日	年 月 日	交付決定（予定）日	年 月 日

5 添付書類

- （１）法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。発行後３か月以内のもの。）または開業届の写し（共同事業者の分も含む）
- （２）法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）（共同事業者の分も含む）の原本
- （３）確定申告書の写し（直近２年分）（共同事業者の分も含む）
※決算書の写しでも可
- （４）実行可能性調査の詳細及び計画がわかる資料（任意様式）
- （５）（補助対象経費に人件費・旅費を含む場合）人件費・旅費の積算が分かる資料
- （６）（補助対象経費に委託費を含む場合）委託する業務内容が分かる資料及び見積書
- （７）その他、補助対象経費に係る見積書
- （８）申請者の概要がわかる資料（企業パンフレット等）（共同事業者の分も含む）
- （９）（同一事業で公的な補助金・助成金等を受ける予定、受けている場合）補助金等の内容を証明する書類（交付申請書、交付決定通知等）
- （１０）資格要件に係る申立書（別紙２）

(別紙2) 資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費
補助金における申請者に要求される資格要件に係る申立書

このことについて、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第2条の規定で要求される資格要件をすべて満たす者であることを証明します。

(様式第 2 号)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事

令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた
実行可能性調査費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則
(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、
同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度いば
らきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査とし、その内容は申請書に記載
のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補
助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額	円
-----------	---

- 3 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則 67 号）及び令和 8 年度いば
らきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項の規定に従わ
なければならない。

(様式第3号)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第9条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

※ 変更の内容は様式第1号に準じた体裁により交付決定時の内容との比較を記載した資料を添付すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

2 補助金交付決定額等

補助金交付決定額	円
補助対象経費（実績額）	円
補助金 ①	円
概算払受領済額 ②	円
精算額（①－②）	円

3 事業実績の概要

事業名称	
実施期間	
実施場所	
成果	
今後の予定	

4 経費の負担区分及び内訳

(1) 経費の負担区分

項目	金額
総事業費【A】	円
補助対象経費【B】	円
公的機関等補助金の交付相当額【C】※	円
補助金交付申請額【D】 (【B】－【C】)×2/3 (千円未満切り捨て)	円
自己負担額【E】	円

※公的機関等補助金の交付相当額【C】については以下の通り算定すること(千円未満切り捨て)。

補助対象経費【B】× 公的機関等補助金の補助率

(2) 経費内訳

金額(単位:円)

経費区分	細目	総事業費		備考※
			補助対象経費	
Ⅰ. 人件費				
Ⅱ. 事業費				
計				

※備考欄には消費税及び地方消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※必要に応じて行を追加すること。

5 添付書類

- ・支出の証拠書類(請求書、納品書及び領収書等)の写し

(様式第 5 号)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事

令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金
額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金の確定額 金 円

(様式第6号)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第14条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 概算払が必要な理由

2 交付決定額 金 円 (①)

3 概算払受領済額 金 円 (②)

4 今回申請額 金 円 (③)

5 残額 (①-②-③) 金 円

(注) 概算払が必要な理由と今回の申請額がわかる収支計画書等を添付すること。

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた
実行可能性調査費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和 8 年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------|
| 1 | 茨城県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 (①) |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る | 金 | 円 (②) |
| | 消費税及び地方消費税仕入控除税額 | | |
| 4 | 補助金返還相当額 (①－②) | 金 | 円 |

(注) 事業主体別の内訳資料 (様式任意)、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第8号)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金
に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業に関し取得した財産等を下記のとおり処分したいので、令和8年度いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金交付要項第19条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び現在の時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(添付書類) 処分の理由を明らかにできる証拠書類
取得財産保管台帳